

豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生ごみ処理機器購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 処理機器 処理機、堆肥化容器及び減量容器をいう。
- (2) 処理機 電動又は手動で攪拌し、微生物等の働きによる分解や、温風や加熱により乾燥させるなどの方法により、生ごみを減容又は消滅させる機能を有するものをいう。
- (3) 堆肥化容器 電気を使用せず、発酵や分解などの方法により、生ごみの堆肥化を促進するものをいう。
- (4) 減量容器 自然乾燥又は絞るなどの方法により生ごみの水分を減らすことを目的として作られたものをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、ごみの減量化及びその有効利用を図ることを目的とする。

(補助対象等)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の要件を備えているものとする。

- (1) 処理機器購入日に市内に住所を有し、引き続き市内に住所を有する見込みのある個人
 - (2) 第2条に定める処理機器を購入し、これを生ごみの減量化及び堆肥化のために適切に使用し、かつ管理できる者
 - (3) 市税を滞納していない者
 - (4) 暴力団員でない者
 - (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- 2 補助対象となる処理機器は、日本国内を所在地とする販売店から新規に購入するものとする。
- 3 処理機は1世帯につき1個を対象とする。ただし、台所を別にしている等その世帯が明らかに2世帯と認められるときは、この限りでない。
- 4 補助金の交付を受けた処理機の買替えの場合は、前回購入日から5年以上経過した場合に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、処理機器の購入価格（消費税含む。）の2分の1の額とし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、20,000円を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に購入機器の販売証明を受け、購入日・購入金額・品名の分かる支払証明書及び納税証明書（豊田市税の完納が証明されているもので申請日前2か月以内に発行されたもの）を添付しなければならない。

- 2 支払証明書等は、領収書、レシート、クレジットカード契約等による購入の場合はその申込書の原

本又は写しとし、販売者と支払証明者が異なる場合は、その内容が確認できる書面を添付するものとする。

3 2世帯住宅で2個目を申請する場合は、第1項及び第2項に定めるもののほか、2世帯住宅申告書（様式第2号）を提出しなければならない。

4 補助金の申請の期限は、処理機器購入日から起算して6か月以内とする。
（交付額の確定及び交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請者は、直ちに請求書を提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。
（補助金の返還等）

第8条 市長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を求めることができる。

- 1 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 補助金の交付申請の対象とした処理機器を他の者に転売又は貸与したとき。
- 3 第4条第1項第4号及び5号に掲げる者でないことが判明したとき。
- 4 その他不相当と認められたとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

（処理機の買替え）

3 第4条第4号に規定する補助金の交付とは、従前の豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱に基づくものも含む。

（補助金の交付申請等）

4 第6条に規定する補助金の交付申請は、従前の豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱に基づく豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）で申請するものについても補助の対象とする。